

「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取組方針

土佐くろしお農業協同組合

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者（組合員等）から資金調達の要請を受けた場合には、下記①～⑤のような要件が将来にわたって充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で、検討します。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない。
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 当組合が、保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関して以下の①～③の点について、丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ①どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか、個別具体的な内容。
 - ②どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的な内容。
 - ③原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること。
- (2) 保証金額の設定については、法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産および収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者および保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 主たる債務者および保証人から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について

主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ保証人の債務整理を支援する専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

以上